

川崎市交通局告示第4号

公金徴収業務の委託について

小田急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号）第33条の2の規定に基づき告示します。

令和8年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都調布市仙川町二丁目19番地5

名称 小田急バス株式会社

代表者 取締役社長 田島 寛之

2 委託する業務の種類

小田急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

小田急バス新百合ヶ丘案内所（麻生区上麻生1-20-1）